

不審電話・商品送りつけに注意!!

何らかのかたちで名簿が流出し、町内でも不審な電話がかかってきていると報告されています。知らない人からの電話には十分注意し、個人情報をお話さないようにしましょう。

また、注文していない商品が代金引換で送られてきた事例もありました。代金引換の場合は、家族に必ず確認をして、誰も注文していない商品の場合、受取拒否をしてください。払ってしまうと返金は大変難しいですので、注意しましょう。

不審な電話や、注文していない商品が届いたときは、相談窓口まで情報提供をお願いします。

◎問い合わせ先

役場経済課内 消費生活相談窓口 ☎59-1000

行政相談委員は あなたと行政とのパイプ役です

こんな相談ありませんか。

☆国道に段差があり危ない。

☆道路標識がわかりにくい。

☆年金の書類が送られてこない。

☆郵便が届かない。

このような苦情や要望について、行政相談委員がご相談に応じています。お気軽に相談してください。

小平町の行政相談委員

土佐 誠一 さん(住所:小平町字鬼鹿港町)

●旭川行政評価分室でも相談を受け付けています。
『行政苦情110番』(全国共通 ☎0570-090110)をご利用ください。

雇用保険制度の改正概要について

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行されました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイマーが被保険者となる基準が

「6か月以上の雇用見込み」→「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

2 雇用保険料率の変更

平成22年度の雇用保険料率が、1000分の4.5引き上げとなりました。

	雇用保険料率	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000 → 15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000 → 17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	14/1000 → 18.5/1000	7/1000	11.5/1000

3 季節的に雇用される方の適用要件の緩和

パートタイマーであって、季節的に雇用される方は、被保険者にはなれませんでした。次のいずれの要件も満たしている場合は、短期雇用特例被保険者に該当することになります。

季節的に雇用される者であって

○4か月を超える雇用見込みがあること

○1週間の所定労働時間が、週30時間以上であること

4 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善(今後施行予定)

事業主から資格取得届が提出されていなかったために、未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及適用が可能でした。

施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて遡及適用が可能となります。

※本措置の施行日は、平成22年3月31日から9か月以内の政令で定める日からとなります。

◎問い合わせ先 留萌公共職業安定所(ハローワーク) ☎42-0388